

審査結果概要書

平成 24 年 9 月 7 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	公共施設における太陽光発電設備の導入による CO2 排出削減事業
排出削減事業者名	福山市
排出削減共同実施事業者名	カーボンフリーコンサルティング株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	東部市民センター (広島県福山市伊勢丘六丁目 6 番 1 号) リサイクルプラザ (広島県福山市箕沖町 107 番地 2) 北部市民センター (広島県福山市駅家町大字倉光 37 番地 1) リーデンローズ (広島県福山市松浜町二丁目 1 番 10 号) 蔵王保育所 (広島県福山市蔵王町二丁目 8 番 50 号) 樹徳保育所 (広島県福山市木之庄町一丁目 1 番 10 号) 坪生公民館 (広島県福山市坪生町五丁目 19 番 17 号) 動物園 (広島県福山市芦田町福田 276 番地 1) 明王台小学校 (広島県福山市明王台一丁目 2 番 16 号) 津之郷公民館 (広島県福山市津之郷町津之郷 836 番地 2) 神辺斎場 (広島県福山市神辺町字上御領 2906 番地) 服部南保育所

	(広島県福山市駅家町服部永谷 9 番地 5) 福山市立大学 (広島県福山市港町二丁目 19 番 1 号)
事業の概要	本事業は、太陽光発電設備を導入し、系統電力からの電力を一部賄うことで温室効果ガスの排出量を削減するものである。
排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】 2009 年度： 1 tCO₂/年 2010 年度： 76 tCO₂/年 2011 年度： 139 tCO₂/年 2012 年度： 116 tCO₂/年 (事業実施期間合計 332 tCO₂)</p> <p>【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2009 年度： 1 tCO₂/年 2010 年度： 41 tCO₂/年 2011 年度： 85 tCO₂/年 2012 年度： 89 tCO₂/年 (事業実施期間合計 216 tCO₂)</p>
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 10 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 008 太陽光発電設備の導入

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2012 年 8 月 8 日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：東部市民センター、他 12 ヶ所 (広島県福山市伊勢丘六丁目 6 番 1 号、他 13 ヶ所)
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO₂ 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 投資回収年数</p>

	<p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により 2009 年度投資で 8.8 年、2010 年度投資で 32.5 年、2011 年度投資で 30.6 年、全体で 20.1 年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>3) 追加性判断における定性要因</p> <p>本削減事業者は、福山市環境基本計画に基づき、新エネルギー利用の先進都市を目指すため具体的な目標を掲げている。その実例として、2009 年度より住宅及び公共施設への太陽光発電システム導入が推進されており、その推進の一助として、市民並びに設備事業者への啓発効果を狙い、国内クレジット制度の活用が決定されたことを質問により確認した。また、福山市地球温暖化対策実行計画の其他的施策・事業の一つとして「国内クレジット制度の活用促進」が明記されていることも併せて確認した。以上により、本事業は追加性があると判断できる。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 008 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、太陽光発電システムを設置していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、太陽光発電システムで発電した電力が系統電力からの購入電力を代替するものであることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、太陽光発電システムにより発電した電力はすべて自家消費使用しており、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p>

4. 特記事項

なし